

「台風24号に伴う緊急災害復旧資金」のお取扱について

このたびの台風24号による被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
遠州信用金庫は、下記の通り緊急支援融資をお取扱いします。

本融資は、台風24号により、直接または間接的な経済的被害を被っている事業者の皆さまに対する迅速な支援を目的としています。

当金庫は「地域のくらしのパートナー」として、地域事業者の皆さまの経営相談に積極的に取り組むとともに、本緊急災害復旧資金による円滑な資金支援を通じ、地域経済に貢献してまいります。

緊急災害復旧資金について

1. 取扱期間	平成30年10月2日（火）～平成30年12月28日（金）
2. 対象先	台風24号の災害により、直接または間接的な被害を被っている事業者の方 ※売上減少等の経済的な影響を受けている事業者の方を含みます
3. 資金使途	運転資金・設備資金
4. 融資形式	証書貸付
5. 融資金額	1,000万円以内（1万円単位）
6. 融資利率	固定金利1.000%以上
7. 融資期間	10年以内（6ヵ月以内の元金据置が可能です）
8. 担保	原則不要
9. 連帯保証人	原則不要

※本融資については、遠州信用金庫最寄の営業店または、相談センターまでご相談ください。

なお、審査の結果、ご希望に添えない場合もありますので、予めご承知おきください。